

令和 8 年 6 月 4 日  
多気郡農業協同組合

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ

手形・小切手機能の全面的な電子化につきまして、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、当 JA におきましては、下記のとおり対応することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、下記内容については各 JA により異なるため、当 JA 以外で手形・小切手をお持ちのお客さまは、発行元の JA にお問い合わせください。

### 記

#### 1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

##### 令和 8 年 1 2 月 3 0 日 (水)

令和 8 年 1 2 月 3 0 日を超えて振出された当 JA の手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができませんのでご注意ください。

#### 2. 他行を支払地とする手形・小切手の貯金入金扱い受付終了

##### 令和 8 年 1 2 月 3 0 日 (水)

当 JA は令和 8 年 1 2 月 3 0 日をもって、他行（当 JA 以外）を支払地とする手形・小切手の貯金入金扱いの受付を終了します。

#### 3. 取立受付の終了

##### 令和 8 年 1 2 月 3 0 日 (水)

当 JA は令和 8 年 1 2 月 3 0 日をもって、すべての手形・小切手の取立受付を終了します。また、振出金融機関が振出期限を設定している場合、当 JA で受付をしても、振出金融機関で決済されない可能性がありますので、あらかじめ振出期限をご確認ください。

お客さまにおかれましては、この機会にインターネットバンキング（電子的決済手段）の活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】多気郡農業協同組合 金融共済部 TEL：0596-52-0122

以上